

# IFRS 第2号 株式報酬

これは、2011年1月1日に公表されたものであり、2011年1月1日以降に発効となるIFRSsを含み、置き換えられる予定のIFRSは含まれない。

この抜粋は、IFRS財団のスタッフが作成したものであり、IASBの承認を得たものではない。よって国際財務報告基準の規定を参照しなければならない。

この日本語訳はIFRS財団が指名するレビュー委員会により承認されていない。日本語訳は、IFRS財団の許可の下に日本公認会計士協会により発行される。日本語訳はIFRS財団の著作物である。

本基準の目的は、企業が株式報酬取引を行っている場合の財務報告を定めることである。特に、本基準は、従業員にストック・オプションが付与される取引を含めて、株式報酬取引の影響を純損益及び財政状態に反映することを企業に要求する。

本基準は、企業が株式報酬取引を財務諸表において認識することを要求しており、それには、現金、他の資産又は企業の資本性金融商品で決済される、従業員又はその他の関係者との取引が含まれる。他の基準が適用される取引を除き、本基準への例外はない。

また、本基準は、企業に財貨又はサービスを供給した者への、企業の親会社の資本性金融商品又は企業と同じグループ内の他の企業の資本性金融商品への譲渡にも適用される。

本基準は、3種類の株式報酬取引について、測定原則と個別規定を示している。

- (a) 持分決済型の株式報酬取引—企業が自らの資本性金融商品（株式又はストック・オプションを含む）の対価として財貨又はサービスを受け取る取引
- (b) 現金決済型の株式報酬取引—企業の株式又はその他の資本性金融商品の価格（又は価値）を基礎とする金額で、財貨又はサービスの供給者に対する負債を負うことにより財貨又はサービスを取得する取引
- (c) 企業が財貨又はサービスを受け取るか又は取得し、その契約条件において企業と当該財貨又はサービスの供給者のいずれかに、企業が現金により決済するか、資本性金融商品の発行により決済するかの選択権が与えられている取引

持分決済型の株式報酬取引について、本基準は、企業が受け取った財貨又はサービスの公正価値及び対応する資本の増加を、受け取った財貨又はサービスの公正価値で直接に測定することを要求している。ただし、その公正価値を信頼性をもって見積れない場合は除く。受け取った財貨又はサービスの公正価値を信頼性をもって見積れない場合には、企業は、それらの公正価値及び対応する資本の増加を、付与した資本性金融商品の公正価値を

参照して間接的に測定しなければならない。さらに、

- (a) 従業員及び他の類似のサービス提供者との取引については、通常、受け取った従業員サービスの公正価値を信頼性をもって見積めることは可能でないため、企業は、付与した資本性金融商品の公正価値を測定することを要求される。付与した資本性金融商品の公正価値は付与日現在で測定される。
- (b) 従業員（及び他の類似サービス提供者）以外の関係者との取引については、受け取った財貨又はサービスの公正価値が信頼性をもって測定できるという反証可能な前提がある。その公正価値は、企業が財貨を獲得した日又は相手方がサービスを提供した日現在で測定される。稀な状況において、この前提が反証された場合には、当該取引は、企業が財貨を獲得した日又は相手方がサービスを提供した日現在で測定した、付与した資本性金融商品の公正価値を参照して測定される。
- (c) 付与した資本性金融商品の公正価値を参照して測定される財貨又はサービスについては、本基準は、権利確定条件以外のすべての条件をその資本性金融商品の公正価値の見積りの際に考慮に入れることを規定している。しかし、適切な測定日(上記で規定されている)現在の株式又はオプションの公正価値を見積る際に、株式市場条件以外の権利確定条件は考慮に入れない。その代わりに、取引金額の測定に含められる資本性金融商品の数を、付与した資本性金融商品への対価として受け取った財貨又はサービスについて認識される金額が最終的に確定した資本性金融商品の数に基づくものとなるように調整することによって、権利確定条件を考慮に入れる。最終的には、権利確定条件（株式市場条件を除く）を充足できなかったことにより、付与した資本性金融商品が権利確定しない場合には、受け取った財貨又はサービスについて認識される金額はない。
- (d) 本基準は、付与した資本性金融商品の公正価値は、利用可能であれば市場価値を基礎とし、当該資本性金融商品の付与条件を考慮に入れることを要求している。市場価格がない場合には、測定日時点において、知識のある自発的な当事者間の第三者間取引では当該資本性金融商品の価格はどうなっていたであろうかを見積るために、評価技法を用いて公正価値を見積る。
- (e) 本基準は、オプションの条件が修正された場合（例えば、オプションの価格改定が行われた場合）又は付与が取り消されたり、買い戻されたり、他の資本性金融商品の付与と入れ替えられた場合の規定も示している。例えば、従業員に対する資本性金融商品の付与の条件変更、取消し又は清算にかかわらず、本基準は、最低限、受け取ったサービスを付与日において付与した資本性金融商品の公正価値で測定することを企業に要求している。

現金決済型の株式報酬取引について、本基準は、受け取った財貨又はサービス及び発生した負債を、当該負債の公正価値で測定することを企業に要求している。当該負債が決済されるまで、企業は当該負債の公正価値を各報告期間の末日及び決済日に再測定し、価値の変動を当期の純損益に認識することを要求される。

株式報酬取引のうち、契約条件において企業又は財貨若しくはサービスの提供者のいずれかに、取引を現金で決済するか、資本性金融商品の発行で決済するかを選択権が与えられているものについては、企業は、当該取引又は当該取引の構成部分を、現金（又は他の資産）で決済する負債が企業に生じている場合にはその範囲で現金決済型の株式報酬取引として、そのような負債が発生していない場合にはその範囲で持分決済型の株式報酬取引として、会計処理することが要求される。

本基準は、財務諸表の利用者が次のことを理解できるようにするために、種々の開示要求を定めている。

- (a) 期中に存在していた株式報酬契約の性質と範囲
- (b) 期中に受け取った財貨若しくはサービスの公正価値、又は付与した資本性金融商品の公正価値が、どのように算定されたか。
- (c) 株式報酬取引によって生じた費用が企業の純損益に与えた影響